



九州病害虫防除推進協議会発会式 1970年7月29日 於、山の上ホテル

九防協50年小史

九州病害虫防除推進協議会
常務理事 堤 隆文

まえがき

2020年は九防協創立50周年に当たり、記念誌の発行や祝賀会等の事業を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により那の津会と共同で編集した創立50周年記念誌「戦後九州における主要病害虫に対する取り組みの軌跡(Ⅱ)」発行以外の事業は中止のやむなきに至った。

創立50周年の記念がこれだけでは寂しすぎるから、何かしら記念になる企画をと考え、その一つとして年報に九防協の歴史を振り返る記事を書こうと思いついた。これまで、九防協の発足から初期の活動については九防協年報5号(1975年9月)や1980年7月に発行された「九州病害虫防除推進協議会10年の歩み」に書かれており、1991年4月発行の「九防協年報2」には当時の末永一会長が創立の経緯や20年間の活動を総括している。2010年の40周年記念講話会で私の3代前の常務理事であった横山佐太正氏(横山氏は九防協設立実行委員会の委員長であった)が40年を振り返る講演をされ、その内容が年報に掲載されている。2012年の講話会では吉村大三郎前常務理事が「九防協在職10年を振り返って」という題で講演され、近々10年の記録が年報に掲載されている。さらに、2016年の年報にはその年に在職のまま亡くなられた高浪洋一会長を追悼した「故高

浪洋一会長を偲ぶ～九防協時代のご功績～」に足かけ9年に及んだ高浪会長時代の歩みが書かれている。

これらの記録を読み、「ここであらためて50年間の記録を再録しても長いばかりで面白みがなく全部読む人はほとんどいないであろう。また、読んでも記憶に残らないであろう。む、む、む、人に読んでもらうためには切り口を替えねば・・・」と思案した。そこで本稿では、前述の記事や古い文書ファイルの記録からトピックスを切り取ることで九防協の歩みを追ってみようと考え、表題を「小史」とした。内容は不備な点もあるかと思うが各位のご笑覧を期待する。

と、軽い気持ちで執筆を始めたのだが、資料を読み進むにつれ、方々からこれからの九防協の運営にあたり避けてとおることができない事柄がいくつも出てきた。その結果、本稿は重い内容を含む「小史」となったが、50年の節目を迎えた年に過去の出来事を総括せざるを得なくなったことは、運命の巡り合わせと感じ筆を進めることとした。

日植防特別部会で発足

1953年はイネのメイチュウ類防除に特定毒物であったパラチオン乳剤の組織的な共同散布が指導奨励された防除史上の転換点となる年であった。その年のある日、九州農試の末永一氏の元を訪ねた某県の病害虫専門技術員から「試験場は新農薬の試験を沢山しているけど、新農薬の使用法の情報が一向に伝わってこないの現場指導に困っている。だから、新農薬の試験結果の一覧のようなものを作成してほしい」との要望があった。末永氏はすぐに行動を起こし、1955年の九州病害虫研究会報第1巻巻末に「九州における稲作病害虫防除基準—昭和30年度—」を執筆した。その後防除基準の作成は他作物にも拡大し、九州農試環境第1部長であった末永氏のもとに「九州病害虫防除技術推進協議会」が組織され各作物の防除指針の出版配布を実施するようになった。

1970年に末永氏は九州農試を定年退職することとなり、同所での防除指針発行継続が困難となった。しかし、防除指針に対する継続の要望は各方面から強く、九州各県の病害虫部長が中心となり末永氏退職後も指針発行を継続するための方策が検討され、新たに防除指針発行のための組織を立ち上げその代表を末永氏とする案が策定された。組織の立ち上げに向けて各方面に働きかけが行われた結果、末永氏と個人的つながりが強かった当時の社団法人日本植物防疫協会（日植防）理事長堀正侃氏の後押しにより独立採算の「日植防特別部会」として九州病害虫防除推進協議会（九防協）が発足した。発足に際し九州病害虫防除技術推進協議会とは別に防除指針を発行していた「九州果樹病害虫共同防除研究協議会」も吸収合併し、九防協は果樹も含めた多くの農作物の防除指針を発行することとなった。そして、1970年7月29日、発会式典が山の上ホテルで開催された。ここまでたどり着くには、前述の日植防以外にも全農や農薬会社、九州農政局、九農試等の国の機関、各県農業関係の研究機関や行政部局等の多大なるご助力があったことは言うまでもない。

人と資金の確保

九防協を創立するにあたり二つの大きな課題があった。当然一つは「運営資金」である。国や県から資金が出るはずもなく、日植防も特別部会として迎えるが運営は原則として独立採算でやってもらうというスタンスであった。そこで、結局は民間から調達するしかなく、病害虫防除に係る農薬関連会社や全農等の農業団体に九防協の創立の趣旨に賛同して会費を納める「賛助会員」となることをお願いし、これにより得られた資金を運営の原資とし

た。今でも賛助会員の皆様からの会費や農薬連絡試験の委託費により九防協が事業を展開していることは言うまでもなく、創立時からの農薬連絡試験や技術研修会等の事業に対するご支援、ご協力により九防協が今日まで存続できたものと感謝申し上げます。

もう一つの課題は「人」であった。末永氏が会長になることは決定していたが、一人だけで組織を運営できるはずはない。事務的な業務に1名、会長のもと実務を行う職員が1名、最低2名の職員の確保が必要であった。事務的な業務は元銀行員の黒木氏を雇用することにより解決されたが、事業運営の実務の担当者をどうまかなうのかが大きな問題であった。これを解決するため、賛助会員の企業から社員を九防協職員として派遣する「出向職員制度」が編み出された。当時の契約書をみると、派遣目的は九防協の事業支援のため、給与等の経費は一部を除き派遣元が負担すると明記されており、九防協は運営資金のみならず事業運営に必要な職員まで賛助会員にお世話になっての発足であった。

具体的には、末永会長の要請にこたえた在福の7社が輪番制で九防協と契約を交わし、1名の若手社員を1年間派遣するという制度で、初代は創立年（1970年）の12月に三笠化学から派遣された喜多奎理氏であった。出向職員制度はその後長く続いたが、第29代の馬場教通氏（八洲化学）をもって1998年5月に廃止となり、以降は「事務局長」を雇用することとなった。ちなみに、現在の事務局長である入江裕章氏は第11代（1979年～80年）の出向職員であった。また、1977年からは自前で「常務理事」を雇用し始めた。初代の樋口泰三氏（元長崎農試病害虫部長）に始まり、途中で廃止の動きもあったが、現在は5代目を不肖ながら私が勤めている。

九防協の独立

創立から15年経過した**1985年**、突如、九防協は規約から「日植防特別部会」の条項を全て削除し日植防から独立した。その結果、九防協は法人格を失い「任意団体」となり、以降、一般社団法人となるまで、「九州知事会の承認を受けた任意団体」として活動することとなる。

当時の常務理事であった横山氏の記述（2010年度年報）によると、九防協の独立は末永会長に対する日植防からの引退勧告が一つのきっかけとなったようであり、末永氏はこの機に長年考えてきた計画を実行したらしい。当時、九防協内には「評議委員会」、「賛助理事会」という運営を協議するための組織はあったが全く事前の相談はなく、末永会長の独断で行われたため、日植防だけでなく事務局や九防協の会員も寝耳に水で驚いたようである

（会長自ら正規の手続きを踏まず、重大な決定を独断で行うという体質は後々九防協に危機をもたらすこととなる）。特別部会の条項削除を後で知った日植防は慌てて、総務部長名で横山常務あてに「驚愕している」、「遺憾ながら承知している者が（い）ないので、経緯と諸事情を知らせて欲しい」との文書が出された。これに対し、横山常務から「手紙」という形式で総務部長に返事が出された。内容を要約すると、①設立当時の「特別部会」という約束は末永氏と堀氏の個人的な申し合わせであり、その後は日植防の理事長も関知せず規約にものっていない（でも、1979年1月24日付の税務署提出用書類と書かれている日植防総務部長名のメモに特別部会として認めている旨書いてある）。②予算的にも日植防から独立して運営している（同じく、メモには独立採算制ではあるが経費不足の折は補填を考慮すると書いてある）。③以上のことから、堀氏が亡くなって以降は日植防特別部会が有名無実になったものと認識しており、今回の措置は死文化していた条項を削除しただけであるため、事前に相談しなかった。④この間の詳細は栗田理事長が福岡に来られた時に末永会長が直接説明する。といった内容であった。現在の観点からみると日植防に対する九防協の一方的な行為にはあきれが、えてして昔の創業者は、自分が作った組織を動かすのは自分の責任と

権利であるという思いの人が多く、末永氏もその例で、組織のことは組織として決定するという観念が乏しかったのでこんなことになったのだろう。

以上のような経緯で九防協は日植防から独立することになったが、結果的には喧嘩別れしたわけではなく今も円満な関係が続いており、創立40周年記念講話会では横山氏と並び日植防顧問（その後理事長）の上路雅子氏が講演されているし、50周年記念祝賀会には早川泰弘理事長を来賓としてお招きする予定であった。

四つの専門委員会

創生期の九防協の主要な事業は前述のように防除指針の発行であった。また同時に、指針の改訂に必要ということで農薬の効果試験の委託事業も始めた。さらに、県の若手研究者向けの技術研修会、賛助会員向けの講話会等、今の事業展開につながる各種事業が開始された。そして、これらの事業を担う重要な組織が九防協内に設けられた「専門委員会」であった。

専門委員会は当初、普通作、野菜作、果樹、安全使用（この部門だけは専門技術員が委員）の4部門で構成され、国研や九州各県の試験場の室長やベテラン研究員を委員とし、総括責任者は九農試環境第一部長、各部門の責任者に国研の室長や実績のある各県の室長クラスが並ぶという強力な陣容で、九農試を筆頭に各県試験場がオール九州で九防協を支えるという体制が構築された。

しかし、私の記憶では、専門委員会がまがりなりにも機能していたのは九防協が防除指針の発行を継続していた2003年ころまでではなかったかと思う。防除指針発行を中止した背景としては、①九州内でも栽培品目や栽培方法が多様化しておりこれらを網羅した指針は内容が膨大で作成が困難であること。②指針では農薬の登録内容の範囲内で使用法を示す必要があるが、年に一度の発行では年度途中の登録内容の変更を迅速に反映させることができないため、指針がそのまま現場指導に使えないこと等があった。が、それ以上に専門委員会が衰退した根本の原因は、以前からあった国研及び県の研究機関の組織体制および研究内容の見直しが大規模となり、業務の集約化、スリム化という名目での人員削減が進んだ結果、各研究機関が自分達の研究に直接関連しない外部活動を縮小せざるを得なくなったことにある（特に国研で）。それに伴い、九農試が中心となり各県の研究機関を統率・指揮するという縦の体制がだんだん維持できなくなり国、県の研究機関が並列化してきた結果、九農試を頂点とした専門委員会体制による各県試験場への事業の推進が困難になったことと考える。以上のような経過を経て、専門委員会は2009年度に正式に廃止された。

九防協最大の危機

2006年（平成18年）2月27日「九州病虫害防除推進協議会諮問委員会」は、当時の野中福次会長に対し、「九州病虫害防除推進協議会の今後に関する答申」として「**九防協は平成18年度をもって事業を終了とする**」との答申書を提出した。会長がこれを公表すると多くの県の試験場や賛助会員から猛反発があり、会長は同年3月17日に「**答申を却下する**」との決定を評議委員会委員及び賛助理事に対して報告した。これにより、九防協は現在も存続しているのである。

この件に関しては野中氏が自身の考えや、後に「諮問委員会」のキーパーソンとなるK氏等とやり取りした内容等を記録した膨大なメモを九防協内に残していた（本稿の最後に資料として付している）。本来であればこのような個人的なメモは事が終われば廃棄される性質のものであるだろうが、野中氏が2008年に九防協を去る際にも廃棄されず、メモが時系列で整理された状態で現在まで残されていたことは、氏が今回の経緯を次世代に伝える必要

を感じていたのではないかと推察した。そこで、メモに基づき危機の原因について考察してみた。しかし、メモは個人的な記録であるため、本稿を進めるにあたっては当時の関係者数人にも聞き取りを行い、なるべく客観的記述となるよう努めたつもりである。

この混乱の本質は「九防協の独立」の項で述べたように、会長独断による運営という九防協創立以来の組織的欠陥が農薬業界や試験実施機関の縮小等の九防協にとってマイナスの社会環境の変化に適確に対応できなかつたことにある。

具体的に云うと、九防協の将来に危機感（メモによると農薬会社の合併等による会員の減少と委託薬剤数の減少、国研の独法化の動きや県の試験研究機関の縮小・統合、試験を実施する研究者の質の低下による連絡試験成績書の陳腐化等により賛助会員および県の試験場に見限られてしまいつつあるという恐れ）を持った会長は、常務や事務局、評議委員会、賛助理事会といった当時の正規の組織に信を置くことなく（メモの方々に危機意識がない等の記述がある）、また、最高議決機関と言いながら評議委員会、賛助理事会は会長決定事項の追認が当然というスタンスで臨み、自身の危機感に共感する特定の個人（しかも研究機関に偏って）の考えのみをよりどころとして独断で改革を実行しようとしたが、その案が先鋭的すぎて最終段階では会長自身がついていけなくなり実施に二の足を踏み、自分で收拾することが出来なくなったのである。

さらに、このような組織をないがしろにした運営方法に加えて、「九防協を動かす車の両輪」と言いながら賛助会員の意向を明らかに軽視していた九防協の体質も大きな原因である。例を挙げるなら、2006年2月21日の諮問委員会の内容に関するメモに「2月27日に臨時評議員会を開き「諮問案」を討議する。3月7日に賛助理事会を開き諮問案についての「説明会」を開く」とある。「九防協の前途に危機感を抱いていた」はずの諮問委員会も「両輪の一つ」である賛助会員の意見を積極的に取り入れようとはしなかつたようだ。

「人と資金の確保」の項で述べたように九防協は創立時から賛助会員に「おんぶに抱っこ」状態で依存してきたのに、古の「官尊民卑」の風潮から脱却しようとせず時代錯誤的な運営を続けていた体質がみてとれる。更に言うなら、「四つの専門委員会」の項で述べたように、崩壊しつつあった国から県への上意下達という縦の構造を基にした事業運営をまだ継続しようとした認識の甘さも原因であった（2005年8月23日のメモには、「農水省から会長が就任するのがすじ！」とあり、今後も農水省の権威で県や賛助会員を抑えこもうという運営方針が垣間見える）。

一方、以前から九防協の将来に危機感をいだき会長に提言を行ってきたK氏を中心とした「有志の会」や「諮問委員会」のメンバーは、自分たちが考える「九防協が今後も存続するためのあるべき姿」と、それを実行するための方法について真摯に考え、忙しいなか自らの時間の多くを割いて力を尽くしている。九防協として大いに感謝すべきことである。

問題は検討を要請した九防協側にある。野中氏が私的に、九防協の将来を大学時代の教え子など身近な人と相談したり自身の考えに近い研究者（有志）に意見を求め水面下で腹案を練るのは手法として問題ないが、間違いは、九防協の組織内に設置した「正式の諮問委員会」を野中氏が私的に集めたメンバーで固めてしまったことである（新たに賛助会員代表を2名加えてはいるが、メモによると野中氏は議論に参加させる気はなく、賛助会員側への諮問委員会の内容の連絡員としか考えていなかった）。また、答申案は「正式の諮問委員会」を立ち上げる前に私的メンバーで練り上げており、諮問委員会では委員長が「問答無用」的な運営を行い、新たに加わったメンバーに議論をさせなかつたこと（2006年1月22日の諮問委員会委員と事務局員の打ち合わせに関する諮問委員会事務局員のメモ（22日付）

の抜粋)。さらに、野中氏が新たに加わった賛助会員メンバーの諮問案および諮問委員会の運営に対する大きな疑念（2006年2月13日付の賛助理事KH氏のコメントのメモ）を無視したことも間違いである。このように、突如「九防協は平成18年度末で事業を終了するべし」との衝撃的な答申が下され、納得できる説明がなされないままこれに対し意見を求められた多くの県や賛助会員は困惑し、その結果、解散反対意見が続出して答申を却下せざるを得なくなったことは当然であろう。

しかし、この騒動が全く無駄に終わったというわけではない。K氏を中心とした「有志の会」や「諮問委員会」が提唱した改革案にある「九防協の法人化」、「人件費等運営経費の削減」等はその後実行された。次項に示すように2010年には初期の改革案の目玉であった「九防協の法人化」が実現し、人件費についても2020年度の額は2004年度に比べて1000万円以上削減されている。また、騒動により表面化した賛助理事会に対する差別的扱いは、2007年に規約の改正により評議委員会と統合した「運営会議」が創設され一応解消された。これらの制度改革は今日の九防協運営の原型となっている。

一般社団法人となる

前項の「九防協最大の危機」から2年後の2010年（平成22年）4月1日、一般社団法人九州病虫害防除推進協議会が誕生した。このことは、あの騒動の最大の功績であるといえる。メモを振り返ると、2002年11月27日に野中氏主導で開催された「第1回九防協を考える会」で九防協の法人化が初めて話題に上がっていることが書かれており、2005年9月10日のK氏より野中氏へ渡された「九防協の今後に関して」に、今後の対応として法人化を含む大幅な改革が必要であり・・・とある。これらを見ると、発端から足かけ8年を要したが、九防協史上最大の改革はなされたのであった。

九防協は1985年に日植防から独立して法人格を失い「九州知事会の承認を受けた」任意団体として活動を続けた。しかし、病虫害関係部署以外での認知度は低く、ある県では試験場上層部が九防協は地方学会である九州病虫害研究会（九病虫）が運営する組織であると誤解していたこともあったほどだ。また、事務方からは農薬連絡試験の委託契約文書を回すと「任意団体の業務をなぜ県が受託しなければならないのか」と、「怪しげな会社と十把一絡げ」的な反応があり、説明したこともある。そこで、有志を募り機会あるごとに九防協に法人格の取得を強く求めたが九防協は、法人化に必用な準備書類や手続きについて調査をおこなったものの、提出書類の膨大さ、手続きの煩雑さを敬遠して法人化の議論は先送りされた。

そんな中、2006年にこれまでより手続きが大幅に簡素化された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が成立した。同法が2008年に施行されるのを機会に、2007年の運営会議でやっと法人化の検討を行うとの方針が出された。2009年には試験実施機関および賛助会員からも法人化が望ましいとの意見が多く出された結果、事態は一挙に進んだ。

同年10月頃より野中会長の後を受けた高浪洋一会長の指揮の元、吉村常務が中心となって法人化の手続きを進め、2010年4月1日付で「任意団体 九州病虫害防除推進協議会」は「一般社団法人 九州病虫害防除推進協議会」となり、代表者の呼称は「会長」から「代表理事」に変更されたのである。

温故知新（結びに代えて）

以上のように、九防協50年の歴史における主要な出来事を総括してみると、批判的にならざるを得ない個所が度々あるのは、事後から眺めての考察なので仕方がないとしても残念

である。にもかかわらず九防協が現在も存在しているのは、今もって、賛助会員や関係する研究機関や行政から「無くすには惜しい組織」であるという一定の評価をいただいている証しであろうと感謝している（ひょっとしたら、「鶏肋」かもしれないが）。

ここにあげた過去の事例を省みると、当初は「それで良い」という判断でなされてきた事も組織を取り巻く社会の変化と共に通用しなくなることを認識せず旧態然とした運営を続けることが組織の危機を招くことを如実に表しており、変化を敏感に感じ取って改善をつづけることが組織にとって如何に重要であることを示唆している。「脱皮しないへビは死ぬ」というニーチェの言は真にマトを得ている。

確かに、「九防協最大の危機」のころは九防協に不満を持つ関係者が一定数存在した。かく云う私自身、当時の九防協は「現状を維持する資金を確保するために、試験場には試験の受託を、賛助会員には薬剤の委託を無理強いしている」と感じていた（答申に関する回答の時に他県からも同意見が出ている）。ある年、予算枠の問題でこれ以上試験を受託出来ないと回答したら後で常務から「単価を下げるからもう少し受けてくれ」と理解を超えた要請を受けたことがある。また、2005年から発行されだした「連絡試験成果集」の果樹分野が出される時は会長の独断で成果の内容と執筆者が決められ、出版されるまで果樹専門委員会委員である私は何も知らなかった等、組織を無視した独善的運営に不信感も抱いていた。このような状況なのでいくら会長が危機を訴えても協力する気にはならなかったのである。

であるから、九防協が存続し続けるためには、その原点である「設立趣意書」に書かれている「植物防疫に直接関与する公共機関と民間諸企業団体などとの谷間におかれている諸問題、九州地区の特殊性に基づく技術連絡、このような縦横両面についての円滑なパイプ役的役割を果たす……」という当初の目的を見失っていないか常に自問自答し、独善的な運営にならないよう配慮しながら活動するという姿勢を維持することが必要である。それには、規約に則った組織的な会の運営が第一であり、2010年の九防協の一般社団法人化はその大きな一歩であった。

さらに、来年度は新たな組織改革を運営会議に提案する予定である。その中の一つに、唯一の議決機関として「評議会」（実質の構成員は現在の運営会議に同じ）を定める一方、議決された事業の執行責任機関として「理事会」を新設し、個人の独断による執行を防ぐ体制を確立する。また、理事会は、原則「拡大理事会」として事務局を含めた職員全員の参加とする体制を敷き、組織内の認識の共有化および意思統一を図ることとしている。

このように、評議会での議決はもとより、機会あるごとに会員（現在の賛助会員）および連絡試験実施機関等の要望や意見を取り入れながら職員一丸となって事業を運営し、会員にとっては農薬事業の推進に、試験実施機関にとっては生産現場の問題解決に役立つ成果を出すことが九防協の使命である。これ以外に、九防協の最終目的である「病虫害防除技術の改善による地域農業発展への貢献」に続く道はないと考える。

資料

「九防協最大の危機」の項に関係する野中氏の残したメモ等

2002年（平成14年）5月24日、「九防協の今後を考える」というメモ。農薬会社の合併等による賛助会員の減少と委託薬剤数の減少、国研の独法化の動きや県の試験研究機関の縮小・統合、試験を実施する研究者の質の低下による連絡試験成績書の陳腐化等をあげ九防協の現体制のままの存続を危惧し「九防協が今後考えられる幾つかの道」として、「抜本的な見直し（国庫事業への参入等により収入を賛助会員のみ依存する体制からの脱却

等)」、「日植防との合併(吸収)」と共に、「現状維持の中で行けるところまで続ける(数年後には何らかの対応が必要とされる——幕引きすることも)」と書かれている。一方で、「産学官の再編次第では九防協の果たす役割が大きくなることも考えられる」として「それまで何とかして生き延びる」とも記されている。また、末尾には「あと2年のうちに辞任する」とも書かれている。

同年11月27日、野中氏主導で開催された「第1回九防協を考える会」のメモ。メンバーはK氏ら試験場関係者4名、九防協事務局1名。氏の用意した資料には「九防協が現在かかえている問題点」として、1)九州各県は九防協を必要と認識しているかどうか、○必要ないという県があるように思われる。○九防協のためにやっている認識があるのではないかなど。2)メーカー側の問題として、○賛助会員の減少、○委託薬剤数の減少等。が記されている。併せて、国研の独法化や県農試の組織見直し、農薬業界の統合の情勢下で九防協が今の状態で存続するとは考えられない。とある。特筆すべきはこの会の中で九防協の法人化が初めて話題に上がっていることである。また、まとめとして1)現実的な対応：現在の状態の中で見直しを進めていく。2)長期的な対応：法人化も含めた抜本的な見直しを行っていく。とされている。

2004年(平成16年)8月3日、K氏等との常務理事の交代を模索したやり取りのメモ(後日のメモから、現常務に任せると現状に対する危機意識がないから九防協は自然消滅してしまう。このままでは自分が会長を辞任すると常務が会長になってしまうからその前に常務を替える必要があると考えていたことがうかがわれる。また、交代させる理由として前述の理由以外に、会議中の居眠り、独断での行動等の勤務態度等を上げている)。

この頃からK氏が中心となり具体的な人名をあげての候補探しを行っていたようであるが、結果的に不調に終わっている。

同時期、前職の大学時代の教え子T氏への手紙では「自分も傘寿を迎え気力、体力共に衰えを自覚しており九防協を存続させるためには1,2年で明確な展開を行わなければ自然消滅することは目に見えている」と危機感を訴えて、協力を依頼している。

2005年(平成17年)1月20日に自ら東京の日植防に赴き、農水省植防課防疫班長も同席の上、理事長等と「九防協の将来について」意見交換した際のメモ。今後の九防協の方向性として、1)九防協の現場対応の実用化試験は他の実施機関がなく、果たす役割は大きいので日植防の傘下に入りこれを続けたい。2)2-3年後に幕引きをしたい(原文では3-3年となっている)。これに対し日植防は、1)日植防の傘下に入るには各県の植防協会との関係がネックになるので、実用化試験は九防協独自で実施されたい。2)幕引きの件は頭において考えていきましょう。と回答している。

同年5月18日の評議委員会及び賛助理事会において野中氏は辞意を表明した(後のメモからみるとこの時は強く慰留はされなかったようだ)。

同年8月23日に評議委員及び賛助理事数名と野中氏で「九防協の人事の進め方」について予備打ち合わせが行われた際のメモ。1)スケジュールとしては、9月中に個人名をあげ10月に折衝に入る。同時に世話人(評議委員、賛助理事)の人選を行う。2)農水省から会長が就任するのがすじ!と書かれている。

同年9月10日K氏より野中氏へのメモ「九防協の今後に関して」。今後の対応として法人化を含む大幅な改革が必要であり、そのために特別委員会を立ち上げ2006年(平成18年)10月をめどに改革案を策定し翌年度から新体制に移行する事等が提言された。

これに関連する9月12日及び14日のK氏との電話メモ。野中氏が1年間続投し九防協の長期計画を策定すると書かれている。

同年10月7日、九防協事務局のK J氏に話した内容のメモ。「多くの人から留任してくれとの要望があり悩んでいる。留任を再考する条件としては常務の交代が必須である（理由として前述の勤務態度をあげている）」と書かれている。また、この頃のメモを見ると野中氏は九防協職員に自らの常務に対する認識を示し、意識的に事務的な事項を除き接触しないようにしていると書かれている。

同年10月11日、K氏よりの電話内容のメモ。「10月29日に有志（試験場関係者6名）が集まり九防協の将来について最終的な話し合いを行う。議題は、A：九防協を現状のまま継続するか、B：幕引きするか、を決める」

同年10月27日、九防協事務所内で常務を除く2人と九防協の問題について話し合った際のメモ。両氏とも「幕引きではなく、存続の方向で検討すべきである」との意見であった。

同年10月29日、有志検討会の結果についてのK氏からの電話メモ。1) このままでは幕引き以外にはないので（メモ中に「3年後幕引きは禁句」との野中氏の書き込みがある）、一大改革を平成18年（2006年度）から早急に行うこと。2) 特別委員会（仮称）をつくりこれが改革を主導すること。3) 会長は留任、但しボランティア的に（これを含めて事務局の経費削減を行う）。これらを実現するため、会則変更のための評議委員会、賛助理事会を臨時に開催する事等。

同年10月30日、賛助理事側のKM氏との相談メモ。29日の会合の内容を伝える。同氏了解。九防協の運営は評議委員会内に新設する特別委員会（仮称）が行うことにより規約を改正し常務理事を廃止する。会長も名誉職とする。K氏を特別委員会（仮称）会長「九防協参与」とし、3年後は会長と交代する。等をK氏にメールする。

同年11月11日、同月9日付のK氏よりの長文のFAXに関するメモ。1) 10月29日の有志検討会の報告。2) 九防協改革の必要性—このままでは幕引き—。3) 改革について県との話し合いの取りまとめをT氏に依頼したが動かなかつた。危機感が薄い。4) K氏は今の職を辞してまで九防協会長をやる気はない。但し、退職後なら考えてもよい。等。

同年11月29日、後の諮問委員会メンバーを含む「有志」が各県試験場に呼び掛けていた「会長留任のお願い」が11月11日付で取りまとめられ会長に提出される。

同年12月2日のメモ。10日の「九防協有志による懇談会の案内」原稿。協議事項、1) 会長留任要請の受諾。2) 特別委員会（仮称）の設置と臨時評議委員会、賛助理事会の日程調整。3) 九防協の人事：常務理事と特別補佐（仮称）（この部分意味不明）。メンバーは試験場関係者6名、九防協2名。

同年12月10日～20日の間のメモ（日付なし）。10日の懇談会の結果に関する野中氏のまとめ（K氏に送付用）。1) 最高議決機関は評議員会と賛助理事会。2) 新設する機関：（1）諮問委員会（九防協とは独立し改革案を提言する、議決機関を経て実行する（メンバーは試験場4名、賛助会員1名）、（2）同事務局（委員会の運営と会長の補佐、OB2名）。

同年12月20日、諮問委員会事務局員の選定会議（メンバーは候補者と野中氏）

同年12月21日、K氏あての諮問委員会事務局員内諾の報告の中の九防協内部会議（月例会）でのやり取りメモ。常務の「諮問委員会を設置するには先に評議委員会の承認が必要ではないか」との発言に対する野中氏の答え（要約）「5月の辞任宣言に対し何ら反応もない中、秋になってK氏を中心とした有志の会による留任要請の署名活動があり留任を決意し

た。そのような中、有志の会のK氏は以前から九防協の危機を感じておりこの際有志による検討会を早急に作ろうということになった。この事については当然評議委員会の議を経るべきだと思っただが、前例がないし、評議委員会は危機に対して積極的に機能してないので会長先決で設置した。評議委員会と賛助理事会には近々追認してもらうことにしている」

2006年(平成18年)1月19日、臨時評議委員会開催。会長留任と諮問委員会設置の件が承認された(構成は、試験場4名、賛助会員1名。他に事務局員としてOB2名)。

同年1月21日の諮問委員会委員と事務局員の打ち合わせに出された「諮問案」に関するメモ(抜粋)。1)体制の見直し(支出の大幅な削減。常務理事制の廃止。会長不在時に代表者が会長の代行権をもつ運営委員会の新設等)。2)委託試験の見直し(試験の質を保つため課題の整理、重点化等)。3)学会等との連携強化。等。(注:この中には「幕引き」の言葉はない)

同年1月22日、1月21日の諮問委員会委員と事務局員の打ち合わせに関する諮問委員会事務局員のメモの抜粋。諮問案に対する反対や疑問が出て今日中に結論が出ない雰囲気となった中、K氏が「このような反対・非協力と思われる議論では虚しくなる」と立腹し一時退場した。また、「自分としては、九防協のためを思い改革の必要性を色々な関係者に言ってきたが、自ら行動を起こすものがなく結局自分が動かざるを得なかった。今更、今日の案に文句を言われる筋合いはない!」との発言があったと記されている。今後のスケジュールについても早急すぎるとの意見が複数出た。

同年1月25日、諮問委員のM氏との電話での話し合いを基に考えた自身の意見に関するメモ(抜粋)。1)1月21日の諮問委員会と諮問委員会事務局との合同会議で示された改革案は問題点が多く評議委員会で承認されるのは困難と思われる。2)答申案は評議委員会で大筋承認される内容に十分検討すること。最悪の場合の幕引きに関しての私案:現体制のままスリム化して3年後に幕引きをする。但し、この間に新しい別の流れが出てくるかもしれない。さらに、「今回の改革案は会長人事より始まったので、改革の焦点がズレている」。「改革の主眼は九防協の組織というより、連絡試験のあり方を検討してメーカーに十分にこたえるようにどうするかの方が大切」との書き込みあり。

同年1月26日、臨時賛助理事会のメモ。会長留任と諮問委員会設置の件が承認された。但し、諮問委員会に賛助理事会側から2名の委員を出すことも決定(メモへの野中氏の書き込み:2名はパイプ役として答申を賛助会員に伝える役目で、最終会にのみ出席)。

同年2月3日諮問委員会メモ。「18年度で事業終了の諮問案」が出される。出席者は野中氏と諮問委員会委員5名(内、賛助会員2名)。今後のスケジュールについて:結論を出すには時間が必要(諮問委員会での討議内容は多くの会員には知られてないので突然答申が出されても適切な判断が出来ない。時間がいる。また、試験場と賛助会員の立場は異なるため十分な討議をするべきである)。

具体的には、1)2月中に今までの経緯を全会員に知らせる。2)この間に諮問委員会は答申案を再度協議し(2月18日に諮問委員会開催)、全員一致で案を出し、会長がこれを受理する。3)3月に答申を全会員に送付し各部署で検討してもらう。4)評議委員会、賛助理事会を4月に開催。

同年2月13日、委員として2月3日の諮問委員会に初めて出席した賛助理事KH氏のコメントに関するメモ。

1. 2月19日の諮問委員会には賛助理事側は出席しない。

理由：1) 今の諮問委員会は「結論ありき」で議論する余地がない。2) 18年度で事業終了は賛助会員の合意が得られないと判断している。

2. あらためて九防協の改革に関する委員会を立ち上げるべきである。

理由：1) 九防協の運営に関しては、研究機関と賛助会員が対等の立場であるべきなのに、現在の諮問委員会は研究機関偏重になっており賛助会員側に事前の相談もなかった。

2) 研究機関側がOKなら賛助会員側は当然OKというのはおかしい。3) 今回の諮問委員会をリードしている方の運営手法（自分の考えの押し付け、結論を急ぎすぎる等）に対する反対意見が多い（賛助会員側に）。

同年2月14日。答申案「18年度をもって事業終了」を九防協事務局内で説明した際のメモ。常務を含む全員が「答申を拒否すべきであった」との意見。

同年2月16日メモ。「答申（案）に対する2月16日現在とそれ以降の九防協のあり方についての私見」（要点まとめ）。1) 「18年度をもって解散とする」という表現は強烈すぎるのではないか、第1案、第2案の併記はないのか。2) 賛助理事は大変驚いているのが現状。3) 状況を考えると「18年度解散」は難しい。4) いかなることとなろうとも、諮問委員会がやったことは、会員諸氏に九防協の危機を真剣に考えてもらう起爆剤になったと感謝している。

同年2月19日の諮問委員会に関する委員会事務局員のメモ。出席者：事務局、会長含め7名（2月13日のメモのとおり賛助会員の出席なし：欠席は一任ということになると試験場側の諮問委員が発言したにもかかわらず、野中氏が2月13日のメモにあるKH氏のコメントに言及した記録はない）。諮問委員会の位置づけやこれまでの経緯について事務局側から議論が出されたが無視され、結論として、1) 本日の諮問案「九防協は平成18年度をもって事業を終了する」を委員会の結論とする。2) 諮問委員会が賛助理事会に検討結果を説明する。となった。

同年2月21日、諮問委員会の内容に関するメモ。2月27日に臨時評議員会を開き「諮問案」を討議する。3月7日に賛助理事会を開き諮問案についての「説明会」を開く。

同年2月27日、臨時評議員会に関するメモ（むすび）要約。1) 答申の説明はこれで終了するが色々問題はあるので、各部署で討議してほしい（各部署に答申を配布）。2) 最終結論は各部署の意見を統合して3月中旬までに会長が出す。

同年2月28日、会員（各県試験場）あて「諮問委員会の答申書の送付と意見聴取」の文書発信。

同年3月10日まで、各部署からの意見上がる。大多数は解散反対。併せて、個人的な存続希望意見も複数寄せられる。

同年3月14日、評議委員宛に会長名の「答申却下」の裁定報告文書が出される。同日、賛助理事会にも報告される。

同年4月21日、「九防協検討委員会（仮称）」について次の評議委員会、賛助理事会で検討するとの文書発出。委員会の構成は研究機関4名、賛助会員4名、九防協事務局1名（常務）。

2007年（平成19年）8月の月例会（社内会議）資料には会長からの追加討議事項として「今後の九防協のあり方については事務局自身がしっかり方針を決めておき、その方針について広く意見を聞いて決定すべきである」とある。